

ごみ減量・資源化指針の延長について

令和 8 年 10 月よりごみ処理有料化を開始することから、新たな指針については、ごみ処理有料化にあわせて取り組む各施策を盛り込んでいくため、令和 8 年度中に策定し、計画期間を令和 9 年度からとします。

そのため、現行のごみ減量・資源化指針を 1 年延長し、計画期間を令和 8 年度までとします。

< 計画期間 >

【変更前】 令和 4 (2022) 年度 ~ 令和 7 (2025) 年度

【変更後】 令和 4 (2022) 年度 ~ 令和 8 (2026) 年度

< スケジュール >

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
ごみ減量・資源化指針	← 現指針計画期間 →				延長	← 新指針計画期間 →			
	現指針改定				／ 現指針延長策定				

< 目標 >

これまで、作戦 1 から作戦 5 のごみの減量施策の実施により、令和 7 年度のごみ焼却量を 10 万 9,000 トンと見込み、さらに、全市的に「ごみ 1/3 減量大作戦」市民運動を展開することで、ごみ焼却量 10 万トン以下にすることを目指してきました。

令和 8 年度も、引き続きごみ焼却量 10 万トン以下を取り組み目標とします。